電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

III 新

別表 2 接続形態

- 2 利用者料金設定、請求事業者等
- 〇 利用者料金設定事業者の別

	2 13/11日11並以及デスロジが		
番号	利用者料金設定事業者		
A 1 ~ D 1 Ø 9	(略)		
D1010~D30 10	(略)		

別表 2 接続形態

- 2 利用者料金設定、請求事業者等
- 利用者料金設定事業者の別

プー利用名科並設定事業者の別				
番号	利用者料金設定事業者			
A 1~D 1の9	(略)			
<u>D109-2</u>	(ア) (イ) 以外の区間:中継事業者 (イ) 発信事業者欄:携帯・自動車電話事業者			
<u>D1Ø9−3</u>	(7)(1)以外の区間:中継事業者 (1)発信事業者欄: PHS事業者			
D1010~D30 10	(略)			
D3010-2	(7)(イ)以外の区間:中継事業者(発側から1社目の中継事業者) (イ)発信事業者欄:携帯・自動車電話事業者			
<u>D3010-3</u>	(7)(イ)以外の区間:中継事業者(発側から1社目の中継事業者) (イ)発信事業者欄: PHS事業者			

附 則(平成26年5月20日西設相制第10011号)

この改正規定は、平成26年5月20日から実施します。

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

IΒ	新	
別表2 接続形態 2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等	別表 2 接続形態 2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等	
<u>削添1のとおり</u>	<u>別添2のとおり</u>	
	附 則 (平成 26 年 5 月 20 日西設相制第 10010 号) この改正規定は、平成26年 5 月20日から実施します。	

別添 1

2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO	第 1 表			
NO.	発信事業者	経由事業者	着信事業者	
206-2	PHS事業者	中継事業者及び当社等	当社	

第2表(参考)		第3表	第4表	備考欄
番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	1佣 右 傾
G 1	PHS事業者	PHS事業者	中継事業者(発側から2社目の中継事業者)	

別添2

2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

	第1表			
NO.	発信事業者	経由事業者	着信事業者	
206-2	PHS事業者	中継事業者及び当社等	当社	
		<u>中継事業者</u>		
<u>209-7</u>	<u>PHS事業者</u>	<u>中継事業者</u>	<u>当社</u>	
<u>209-8</u>	<u>PHS事業者</u>	<u>中継事業者</u>	<u>当社</u>	
<u>272-13</u>	<u>携帯・自動車電話事業者</u>	<u>中継事業者</u>	<u>当社</u>	
<u>272–14</u>	携帯・自動車電話事業者	中継事業者	当社	

第2表(参考)		第3表	第4表	備考欄
番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	偏
G 1	PHS事業者	PHS事業者	中継事業者(発側から2社目の中継事業者)	
<u>D109-3</u>	(7)(4)以外の区間:中継事業者 (4)発信事業者欄:PHS事業者	<u>PHS事業者</u>	中継事業者	
<u>D3010-3</u>	(7)(イ)以外の区間:中継事業者(発側から1 社目の中継事業者) (イ)発信事業者欄: PHS事業者	<u>P H S 事業者</u>	中継事業者(発側から2社目の中継事業者)	
<u>D109-2</u>	(7)(4)以外の区間:中継事業者 (4)発信事業者欄:携帯・自動車電話事業者	携帯・自動車電話事業者	<u>中継事業者</u>	
D3010-2	(7)(1)以外の区間:中継事業者(発側から1 社目の中継事業者) (1)発信事業者欄:携帯・自動車電話事業者	携帯・自動車電話事業者	中継事業者(発側から2社目の中継事業者)	